

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の指定について

平成24年1月10日

経済部食関連産業室

1 特区の申請及び指定について

- 平成23年8月1日「総合特別区域法」が施行され、9月30日に、道、北海道経済連合会及び関係市町村が共同で、法に基づく国際戦略総合特区の指定を申請。
- 国の「総合特別区域評価・調査検討会」等による評価や、「総合特別区域推進本部」での審議等を経て、12月22日、内閣総理大臣より特区に指定されるとともに、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区国際競争力強化方針」（資料4-2）が決定。（今回、全国から11件の国際戦略総合特区の申請があり、7件が指定。）

【特区の申請概要】

○特区区域

大学や試験研究・産業支援機関などが集積し、全国的にも先駆的な取り組みを実施している3地域を特区区域として設定し、産学官連携と3地域連携の相乗効果を発揮。

[札幌・江別エリア] 札幌市、江別市

[函館エリア] 函館市

[十勝エリア] 帯広市、十勝管内18町村

○特区の目標

農水産物の生産体制を強化するとともに、食に関する研究開発・製品化支援機能を集積・拡充し、これを活用して本道の豊富な農水産資源及び加工品の安全性と付加価値の向上、市場ニーズに対応した商品開発の促進と販路拡大を図ることによって、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指すとともに、このような特区での取り組みを食クラスター活動の地域間連携モデルと位置づけ、その効果を全道に波及させる。

○事業及び規制・制度の特例措置の概要

ア 事業

「特区プロジェクトマネジメント」、「研究開発拠点の拡充とネットワーク強化」、「支援基盤の整備」、「農業生産体制の強化」に係る15事業

イ 規制・制度の特例措置の提案

主として農業、研究開発、販路拡大関連の54項目

2 今後の予定について

- 指定された特区ごとに「国と地方の協議会」が組織され、特区事業に必要な規制の特例措置等の整備について協議。
- 事業内容や実施主体、事業ごとの特例措置等の内容を記載した「総合特区計画」を作成し、内閣総理大臣が認定。